

# 薩摩川内市には転入者を対象とした助成制度があります。



## 定住住宅取得補助金

【補助対象】 下記①～⑥の要件をすべて満たし、転入後3年以内に申請できる方が対象です。

- ① 令和8年4月から令和11年3月末までの転入者  
(1年以内の再転入を除く。)
- ② 薩摩川内市内に本店をおく業者等を利用し、下表の地域内に住宅を新築または購入した方
- ③ 新築又は購入した住宅の価格が200万円以上の方
- ④ 新築又は購入した住宅に5年以上定住する方
- ⑤ 自治会に加入した方
- ⑥ 市税等の滞納がない方

※リフォーム補助との二重申請はできません！  
※同一世帯に市職員がいる場合、対象外となります。

【補助金額】 補助金額は下表のとおり、地域により異なります。

地 域	補 助 額	子育て加算/世帯
里町・上甕町・下甕町・鹿島町	100万円	50万円
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田 八幡・城上・吉川・陽成・湯田・西方	50万円	50万円
川内地域のうち次の8地区 亀山・可愛・川内・隈之城・平佐西・永利・育英・高来 (※申請者は申請時において50歳未満に限る。ただし 転入時に中学生以下を帯同する場合は対象とする)	20万円	

※中学生以下を帯同する世帯に加算

### 住宅取得補助金 Q&A

Q、申請書の申請者はだれでもいいの？

A、申請者はあくまで世帯の生計を維持している世帯責任者となります。なお、登記名義人と申請者が異なる場合は対象外となります。

Q、薩摩川内市に支店のあるハウスメーカーで家を建てたけど、申請対象になりますか？

A、なりません。主に薩摩川内市入札参加資格を持つ業者が対象となることから、市内に本社(本店)がある業者などが申請対象になります。

Q、中古住宅を購入しましたが、土地と建物の合算金額で契約をしました。建物価格はどうやって判断しますか？

A、仲介をした業者の証明があれば、それで確認とします。証明ができない場合は、課税評価額を按分して建物価格の割り出しを行います。

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
交付申請書	薩摩川内市役所 (定住支援センター・各支所・甕島振興局・各サービスセンター)
住民票の写し (本籍記載・世帯全員のもの)	薩摩川内市役所 (市民課・各支所・甕島振興局・各サービスセンター)
建築請負または売買契約書の写し	建築請負業者・不動産事業者 (薩摩川内市内に本店をおく業者等)
住宅の不動産登記事項証明書(建物)	鹿児島地方法務局川内支局
滞納のない証明書	薩摩川内市役所 (税務課・各支所・甕島振興局・各サービスセンター)
戸籍の附票(転入と同時に戸籍を異動した場合は除籍の附票)	本籍のある市区町村の住民窓口
請求書	薩摩川内市役所 (定住支援センター・各支所・甕島振興局・各サービスセンター)

### 【注意事項】

- 各添付書類は3ヶ月以内の取得日のものをお願いします。
- 住民票の写しとは、コピーという意味ではありません。
- 契約書の写しでは、建物価格、契約業者、契約者の名前、契約日が確認できる箇所のコピーをご持参ください。
- 戸籍の附票では、転居の履歴を確認させていただきます。  
転入と同時に戸籍も異動した場合、薩摩川内市に転入してから転居履歴しか確認できませんので、異動前の本籍地に除籍の附票を取り寄せていただく必要があります。



■お問合せ先 薩摩川内市経済シティセールス部 定住支援センター(産業人材確保・移住定住戦略室)  
☎フリーダイヤル 0120-420-200(直通)